

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

沖縄県景観向上行動計画
(“美ら島沖縄”風景づくり行動計画)
(案)

令和5年 月

沖 縄 県

<目次>

1		
2	序章 行動計画の概要	1
3	1. 計画の目的.....	1
4	2. 計画の期間.....	1
5	3. 計画の位置づけ	2
6	第1章 行動計画の体系	3
7	1. 景観形成を取り巻く今日的課題.....	3
8	(1) 全国的な社会動向を背景とした課題	3
9	(2) 沖縄県の政策的課題.....	4
10	2. 沖縄の風景づくりの基本理念と基本目標	5
11	3. 現行行動計画及び風景づくり関連施策の点検・評価	6
12	(1) 行動計画の概要と点検・評価	6
13	(2) 風景づくり関連施策の点検・評価.....	8
14	4. 行動計画の現状と課題	10
15	5. 行動計画における各主体の役割.....	11
16	6. 行動計画の体系	13
17	第2章 行動計画	14
18	1. 分野別行動計画	15
19	A 自然・歴史（骨格となる自然・歴史の風景づくり）	15
20	B 地域特性（地域らしさを活かした統一感のある風景づくり）	22
21	C 人と暮らし（季節や生活を感じさせる風景づくり）	28
22	D 公共空間等（沖縄らしさを活かした創造的な風景づくり）	34
23	2. 分野横断の取組	42
24	(1) 意識啓発・情報発信.....	42
25	(2) 人材育成	43
26	(3) 研究開発.....	44
27	3. 重点施策：モデル的地区の認定と支援.....	45
28	(1) モデル的地区の設定.....	45
29	(2) モデル的地区の要件.....	46
30	第3章 計画の推進に向けて	47
31	1. 計画の推進体制	47
32	(1) (仮称)“美ら島沖縄”風景づくり協議会の設立	47
33	(2) 協議会の体制.....	47
34	(3) 協議会とモデル的地区の関連	49
35	2. 計画の進捗管理	50
36	(1) PDCA サイクルの循環.....	50
37	(2) 持続可能な体制づくりの実現に向けた点検・評価方法の構築	50
38	(3) 計画全体の評価指標の整理.....	51
39	参考資料	52
40	1. 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）	52
41	2. 参考事例：福岡県美しいまちづくり協議会.....	55
42	3. 用語集	56
43		

序章 行動計画の概要

1. 計画の目的

沖縄県では、沖縄の望ましい景観の将来像を描き、その実現を図るために、国・県・市町村・関係団体等、各主体の役割分担を明確にしたアクションを具体化するとともに、官民一体で風景づくりに取り組む体制を構築するため、平成24年度に「沖縄県景観向上行動計画（以下、『行動計画』）」を策定しました。

策定後は、沖縄らしい風景づくりを進めるための県民に対する意識啓発や学習機会の創出、人材育成、良好な景観形成のための技術開発、公共事業における景観への配慮等に取り組んできました。

本計画は、策定から10年が経過し、景観に対する県民意識の高まりや社会状況の変化に対応するとともに、沖縄の景観の価値を再認識し、官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むことを目的に、風景づくりに関する今後10年間のアクションプログラムとして取りまとめるものです。

2. 計画の期間

行動計画の対象とする期間は、2023年度（令和5年度）～2032年度（令和14年度）の10年間とします。

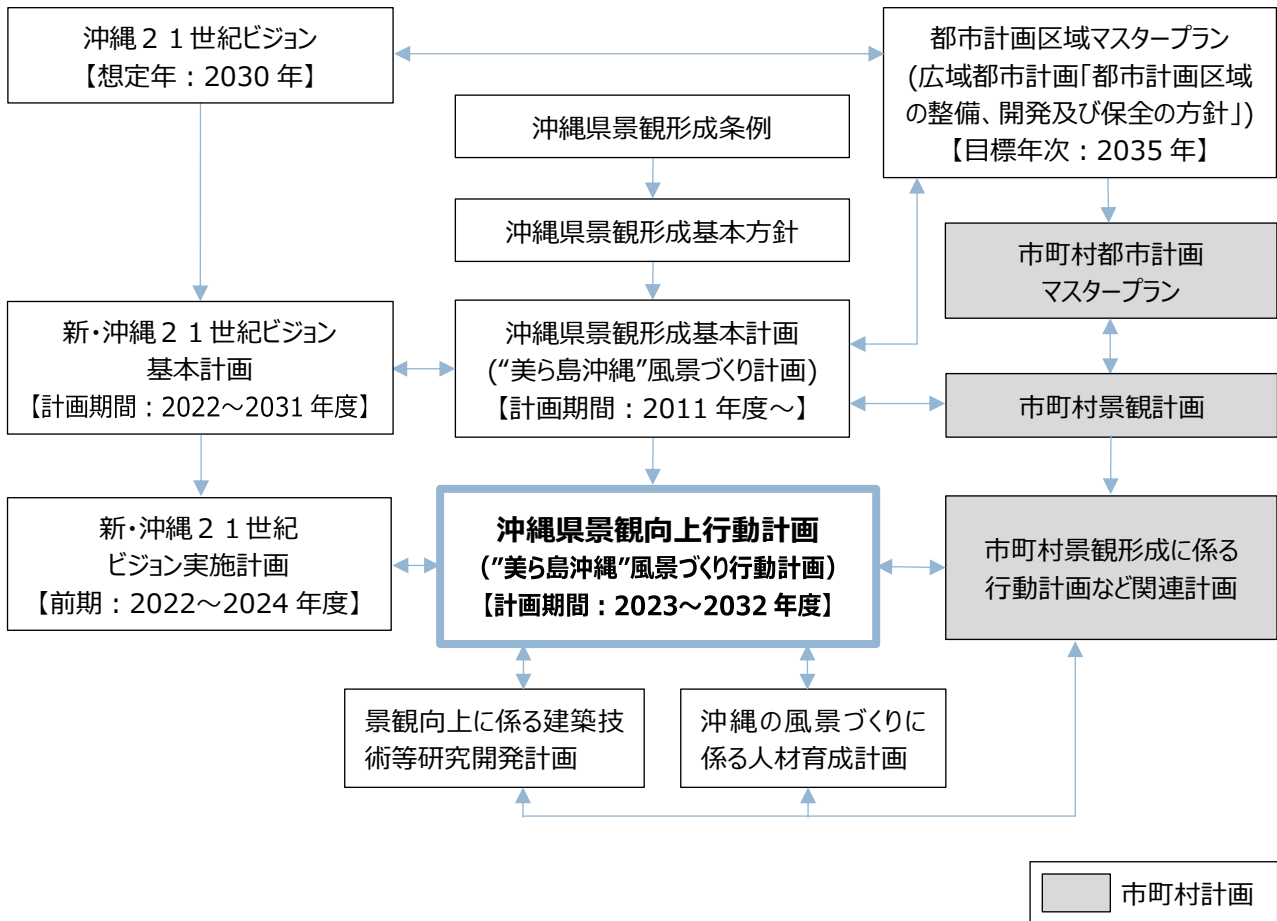
3. 計画の位置づけ

沖縄県では、「沖縄県景観形成基本計画（“美ら島沖縄”風景づくり計画 以下、『景観形成基本計画』）」（2011年1月）において、県全体での風景づくりの基本方針や各主体の役割を定めています。また2022年5月には、沖縄振興特別措置法に基づき、2022年度から10年間の沖縄振興計画として「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定したところです。

行動計画は、この2つを主な上位計画とし、「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」と連携しながら、行政および民間の景観にかかる取組を明らかにするものです。

一方、市町村では景観計画の策定や改定が進められており、市町村単位で景観形成に係る行動計画など関連計画の作成に取り組んでいるところもあります。市町村で策定する関連計画は、各市町村それぞれの地域特性・施策を反映するものであり、風景づくりの全県的取組を網羅することを主眼としている本計画とは、関係する箇所において連携していくこととします。

本行動計画は各主体の計画を規定するものではなく、それぞれの方針等を確認・共有するものであり、もって沖縄県における風景づくりの更なる推進を図るものです。



第1章 行動計画の体系

1. 景観形成を取り巻く今日的課題

社会動向はこの10年間で大きく変化しています。今後10年間の行動計画策定に当たっては、時代の潮流や上位計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」で示されている課題や方向性を踏まえ、以下のキーワードに留意しつつ、施策や取組を検討する必要があります。

(1) 全国的な社会動向を背景とした課題

①高齢社会への対応、持続可能性

- 人口減少・高齢化に伴う景観づくり（維持）の担い手不足や財政不足への対応
- 赤瓦、漆喰、石積み、石工、木軸組など伝統工法の継承、職人育成など
- 定住だけでなく関係人口を増やす空家・空き地の活用・管理、ワーケーション推進

②防災、強靱化

- 無電柱化の推進
- 倒壊危険性の高いブロック塀から生垣などへの転換
- 防風林、防潮林の適正維持と景観形成

③ゆいまーるやSDGs、ESG投資など官民連携と景観づくり

- 沖縄のゆいまーるとクラウドファンディングの親和性を活かした、景観形成の原資形成
- 企業の社会貢献への関心度の高まりをうけ、景観づくりを通じたCSR推進
- ソフトパワーの発現に向けた景観形成に係る人材育成

④DXやSociety5.0の実現と景観づくり

- 景観関連情報のオープンデータ化等
- 屋外広告物など登録情報、届出など関連情報をGIS上で一元化
- 情報発信の充実（風景結々ポータルサイトの拡充など）
- ドローンによる景観解析やXR（VR、AR、MR等）技術を活かした情報発信、合意形成ツールとしての活用

⑤ニューノーマル、新型コロナウイルス感染症への対応

- 職場、自宅以外の第3の場所（サードプレイス）の形成と、身近な環境改善（公園、ポケットパーク等）
- 緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用
- 新たな生活様式に対応したワーケーション推進

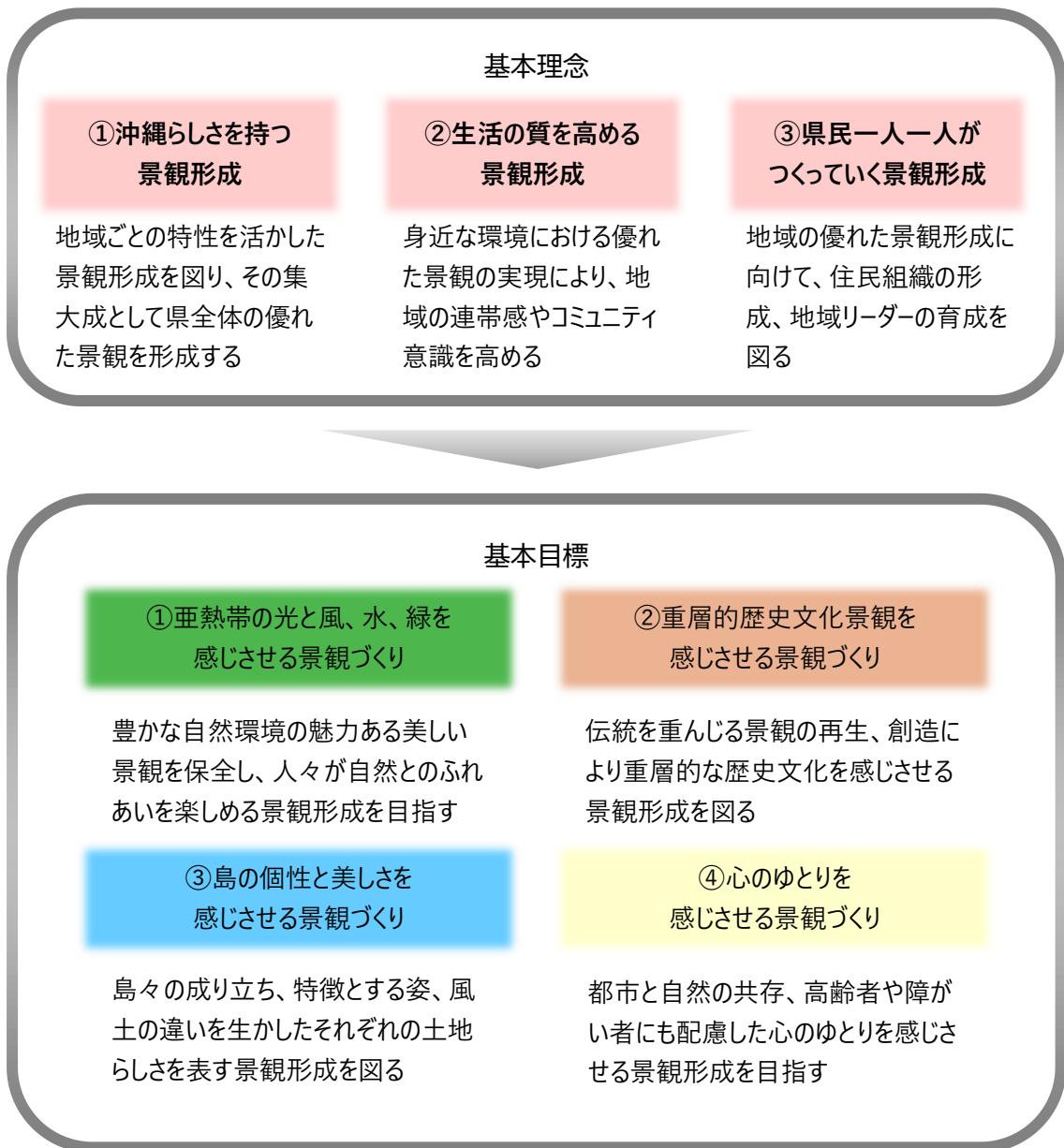
- 1 **(2) 沖縄県の政策的課題**
- 2 **①歴史・文化～ソフトパワーの発現～**
- 3 ● 独自の歴史・文化を体現する風格ある空間の形成
- 4 ● 身近な景観資源の維持保全・継承（景観重要建造物、景観重要樹木等の維持、保全）
- 5 ● 馬場、毛など古くからの民俗芸能の場、民俗風景の保全
- 6 **②自然と環境共生～低炭素から脱炭素社会～**
- 7 ● 身近な緑の創出と保全
- 8 ● 市街地における緑陰空間（クールスポット）の形成等
- 9 ● 廃棄物の建材活用、古材（赤瓦、石灰岩）のリサイクル
- 10 ● 集落における屋敷林など緑の消失への対応
- 11 **③沖縄の価値を高める景観形成と観光による付加価値向上による好循環**
- 12 ● オーバーツーリズムへの対応と海浜など自然景観の保全
- 13 ● サイン案内を含む屋外広告物景観の向上
- 14 ● クルーズ船ターミナルとみなとまちづくり（船上からの視点場に留意）
- 15 ● 観光による付加価値向上を景観形成の原資とする好循環の構築
- 16 **④首里城復興および首里城周辺まちづくり**
- 17 ● 新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進
- 18

2. 沖縄の風景づくりの基本理念と基本目標

1995年（平成7年）に示された沖縄県景観形成基本方針では、3つの基本理念と4つの基本目標を掲げました。また、上位計画である景観形成基本計画においてもその基本理念及び基本目標が受け継がれ、本県の景観形成に係る施策・取組の前提となっています。

本計画においても、これら基本理念及び基本目標を踏襲し、多様な主体へ共有し、具体的取組を展開していくものとします。

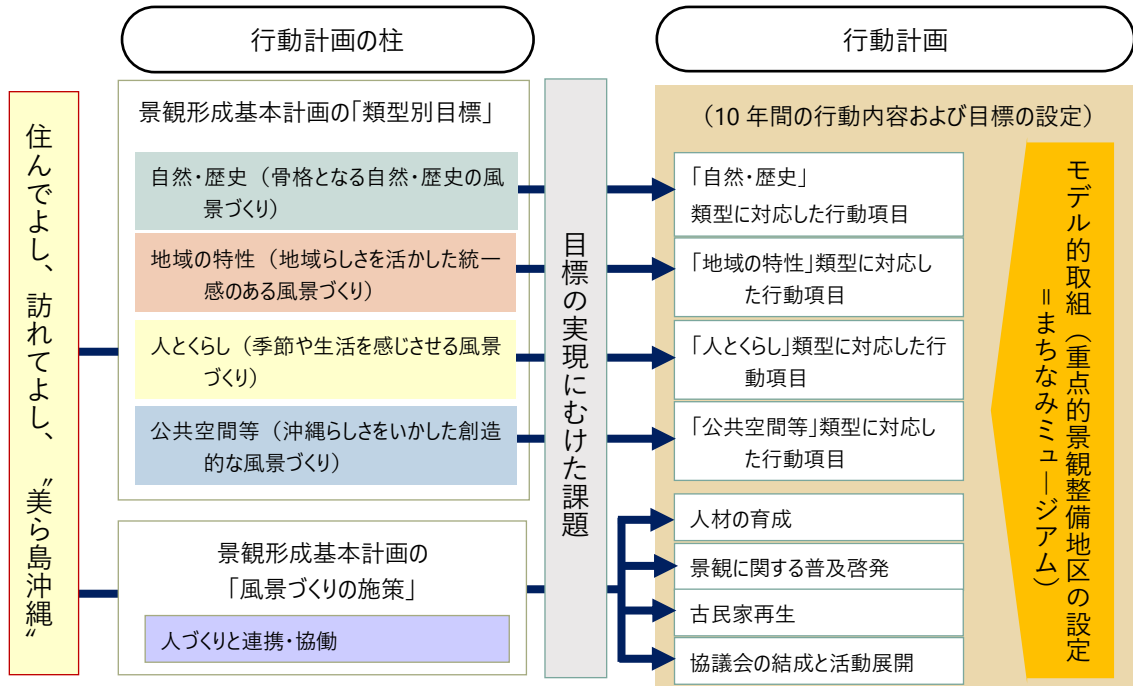
以下に、基本理念及び基本目標（沖縄県景観形成基本方針より）を示します。



3. 現行行動計画及び風景づくり関連施策の点検・評価

(1) 行動計画の概要と点検・評価

現行の行動計画では、景観形成基本計画の「類型別目標」と「風景づくりの施策」に対応する形で、関係主体における10年間の行動内容及び目標を設定しています。



5
6
7
8
9

現行の行動計画の各取組について10年間の点検・評価は以下の通り整理します。

行動計画の柱		目標・施策	点検・評価（概況）
A 自然・歴史	A1 森林・緑の稜線	美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 「豊かな自然が保全されている」の県民満足度が向上し、県民の緑化活動が進んだ。 「奄美大島、徳之島、沖縄島 北部及び西表島」が世界自然遺産に登録された（R3.7）。
	A2 自然海岸	亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全と回復等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 市町村景観計画において、海域まで含めた景観計画区域の設定、自然環境との調和を目指した景観地区指定などが進んだ。 自然環境に配慮した海岸整備延長が増加し、海域での赤土堆積状況が改善された一方、海域水質環境は横ばいで推移した。
	A3 眺望景観	自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望景観の保全等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 市町村景観計画において、眺望点の認知や掘り起こしが進み、眺望景観を考慮した景観形成基準（高さ、形態意匠等）が設定された。
	A4 世界遺産周辺・眺望	世界遺産からの眺望や周辺地域の保全・回復等を図る	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産周辺は市町村景観計画において歴史文化の拠点として重点地区や景観地区に指定され、より厳しい景観形成基準が設定された。

B 地域 の 特 性	B1 伝 統 集 落・まちなみ	伝統集落・歴史的まちなみの風景の形成・育成等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の住むまちの景観、町並みが美しい」と感じる県民満足度が向上した。 ● 市町村景観計画において、伝統集落や歴史的まちなみの重点地区や景観地区指定等により景観保全の取組が進んだ。 ● まちなみミュージアム候補地における人材育成やまちなみを活かした観光振興等の動きがみられ、伝統集落・歴史的まちなみの保全・修景への意識向上が図られている。
	B2 市街地	緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分の住むまちの景観、町並みが美しい」及び「公園や親しめる自然などがまわりにある」の県民満足度が向上した。 ● まちなかの緑化については、景観計画に基づく基準や景観地区、地区計画等に基づく取組により、市街地における緑化推進が図られている。 ● まちなみミュージアム候補地における人材育成が実施され、まちなみの保全・修景への意識向上が図られている。
	B3 農村風景	農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村景観計画において、農地景観の保全等の位置付けが進んだ。
C 人 と く ら し	C1 生活景	季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくりを図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村景観計画において、地域の景観資源の掘り起こしや認知等が進んだ。 ● まちなみミュージアム候補地における風景づくりサポーター、地域景観リーダーの育成等を通して、地域の魅力再発見や景観に対する意識向上につながっている。
	C2 夜景	地域の魅力を高める夜景の創出・演出を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村において季節ごとのイルミネーション等、夜景の演出・イベントが行われている。 ● 一部市町村の景観計画においては、特定照明等に関する届出対象行為や基準が定められており、良好な夜景の保全等に取り組んでいる。
	C3 伝統・芸 能・まつり	歴史・文化が息づく伝統の風景の保全・創出を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村景観計画において、地域の伝統行事や催事が行われる場など大切な場所周辺における景観形成基準（形態意匠・色彩等の配慮）の設定等が進んでいる。
D 公 共 空 間 等	D1 大規模開 発	望ましい県土構造の姿をみすえた風景の創造等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業における景観評価システムを構築し、事業分野ごとの景観チェックリストに基づく評価や専門家によるアドバイス会議の開催等を行っている。
	D2 道路・河 川・海岸等	自然景観や歴史的風土に配慮した風景の創造等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進している。 ● 観光アクセス道路の緑化延長が増加した。 ● 「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」や「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画（R4.9）」の策定など、良好な沿道景観形成の技術開発や方針策定が進んだ。 ● 景観評価システムにより、景観に配慮した社会資本整備が進められている。
	D3 拠点施設 等	沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 空路では南ぬ島石垣空港ターミナル（2013年）、那覇空港国際ターミナル（2016年）、みやこ下地島空港ターミナル（2019年）、海路では那覇クルーズターミナル（2014年）、平良港クルーズバス（2022年）などが新たな沖縄の玄関口として整備された。 ● 外観・内観の素材（琉球石灰岩、赤瓦等）や亜熱帯の植栽等により、沖縄の玄関口にふさわしい景観の創出に努めている。

行動計画の柱		目標・施策	点検・評価（概況）
D 公共空間等	D4 屋外広告物	地域に不調和な屋外広告物を再構築し、地域の魅力の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の助言・指導を行っている。また、屋外広告物講習会を実施し、関係者の理解促進を図っている。 屋外広告物に関する事務の権限移譲が進んだ（19市町村／R3年度）。
	E1 地域人材の育成	地域において必要な人材の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> まちなみミュージアムの候補地において風景づくりサポーターや地域景観リーダーの育成、小学生を対象とした風景学習を実施し、地域の魅力再発見や意識向上の動機づけにつながっている。 地域まちなみガイド育成について、一部市町村において主に観光客を対象としたまちあるきガイドの育成やガイドツアーが行われている。
E 人材育成	E2 地域支援人材のスキルアップ	地域人材の育成を支援する役割を担う行政職員や専門家の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 景観行政コーディネーター研修を実施し、市町村の景観行政担当者同士の交流や課題共有、情報共有の場を提供している。 景観アドバイザーについては、一部市町村で独自に設置された。
F 景観に関する普及啓発	県民の沖縄らしい風景づくりに対する意識醸成を図る		<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、風景づくりシンポジウムを開催。 各市町村で景観計画の策定が進んでおり、計画に基づく届出や基準が運用されている。
G 古民家の再生・活用	沖縄の古民家を再生、活用する環境を整える		<ul style="list-style-type: none"> 建築関係技術者向けの講演会で、沖縄の伝統木造住宅（古民家）に係る公演を行い、古民家の再生・活用の普及・啓発を行った。
H まちなみミュージアムの指定と展開	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の目玉施策として「沖縄まちなみミュージアム」を位置付け、地域による景観づくりの総合的な支援が期待されたが、支援を求めている特区制度の確立に至らず、住民や市町村にとって直接的なメリットを示すことができないまますべてが候補地とどまっている。 各地における協議会の設立が進まなかった。今後、同様にモデルケースをつくり他地区へ展開していくことは重要であるため、地域における体制づくりを支援できる仕組みが必要である。 		
I 協議会の設立及び活動	<ul style="list-style-type: none"> 現行動計画の策定に伴い、官民が一体となった風景づくりの推進を目的に「沖縄県風景づくり推進協議会」を平成25年3月に発足したが、十分な活動ができないまま休会状態となっている。 		

1 ※改定計画においては、上記の点検・評価を踏まえ、構成を整理する。

2

3 (2) 風景づくり関連施策の点検・評価

4 沖縄21世紀ビジョン基本計画のうち風景づくり関連施策として、「1－(6)－ア 沖縄らしい
5 風景づくり、イ 花と緑あふれる県土の形成」の項目について点検・評価を以下に整理する。

6 ① 沖縄らしい風景づくり

成果指標名	基準値	現状値	目標値	達成状況	点検・評価
市町村景観行政団体数	21 団体 (H23 年度)	36 団体 (R3 年度)	41 団体 (R3 年度)	75.0%	計画値(41 団体)を達成できなかったものの、全国の移行率 41%と比べて県内 88% (36/41) と進展しており、当該目標値の設定が取組推進に貢献した。

成果指標名	基準値	現状値	目標値	達成状況	点検・評価
景観地区数	3地区 (H23年度)	10地区 (R3年度)	24地区 (R3年度)	33.3%	計画値(24地区)を達成できなかったものの、全国62地区の約16%と進展しており、当該目標値の設定が取組推進に貢献した。
景観アセスメント数	0件 (H23年度)	68件 (R3年度)	80件 (R3年度)	85.0%	概ね順調に進んでいるが、過年度に対象事業の選定や進捗について担当課との調整に時間を要したことにより、計画値(80件)を達成することができなかった。
無電柱化整備延長(良好な景観形成)	109km (H23年度)	169.3km (R3年度)	173.2km (R3年度)	97.7%	令和3年度の目標値173.2kmに対して、現状値169.6kmと97.7%の達成状況であり、概ね達成した。
自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	68.0% (R3年度)	70.2% (R3年度)	68.6%	環境・景観に配慮した多自然川づくりにむけた用地補償及び護岸工事を行ったが、下流から整備するという河川事業の特殊性から、事業効果を上げるのに時間を要しており、目標値の達成には至らなかった。
景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (H23年度)	11,673m (R3年度)	10,080m (R3年度)	達成	基準値4,850mに対し改善幅6,823m、現状値11,673mとなり、令和3年度目標値10,080mを達成し、主な課題の改善に寄与している。
歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (H22年度)	35.7ha (R2年度)	56.9ha (R3)	14.9%	首里城公園、中城公園、浦添大公園の公園利用に供する施設整備が遅れ、計画値56.9haに対し実績値35.7haとなり供用開始が遅れている。

1

2 ②花と緑あふれる県土の形成

成果指標名	基準値	現状値	目標値	達成状況	点検・評価
県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	71件 (R3年度)	65件 (R3年度)	達成	緑化の普及啓発や緑化活動の推進により、県内における緑化活動の活性化等が図られている。
都市計画区域内緑地面積	62,536ha (H18年度)	75,775ha (H28年度)	69,013ha (R3年度)	達成	平成22年度に都市計画区域が増加したこと等から、現状値の緑地面積は基準値より増加している。実績値75,775ha(平成28年度)は計画達成している。
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人 (H22年度)	11.0㎡/人 (R3年度)	11.2㎡/人 (R3年度)	66.7%	環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向けて用地取得や園路、広場等を整備した。
主要道路における緑化延長	0km (H23年)	290km (R3年度)	300km (R3年度)	96.7%	令和3年度の目標値300kmに対して、現状値290kmと96.7%の達成状況であり、概ね達成した。また、令和3年度から、性能規定方式による道路除草を導入し、これまでの方式と同程度のコストで除草効果の期間が持続できており、一定の効果が現れている。

3

4. 行動計画の現状と課題

現行行動計画の点検・評価の中から見えた主な現状と課題について以下の通り整理します。

①景観行政団体への移行、市町村景観計画の策定

現行行動計画に位置付けられた数々の取組は、環境、観光、文化財、住環境、防災など、分野を超えた取組の中でも展開され、多様な角度から景観形成の取組が進んできました。

県内市町村の景観行政団体への移行(36自治体,88%)、市町村景観計画の策定(35自治体,85%)が進み、市町村の地域の実情や特性に応じた風景づくりの取組が進んでおり、県内各地で地域特性に合わせたルールづくりなどの景観形成が進んでいます。今後とも、良好な景観形成の情報発信や事例紹介等による意識啓発や景観計画改定に係る情報共有等により、生活の質を高める景観形成を推進していく必要があります。

②良好な景観形成に向けた意識醸成、公共空間の良質化

沖縄県においては、意識啓発のための風景づくりシンポジウムの継続実施、ポータルサイトの開設による情報発信、地域の方や行政職員の人材育成などに取り組んできました。

重要な公共施設整備に際しては、景観的視点からも影響を評価する「景観評価システム」を県事業において取組、道路、河川、海岸等のインフラ整備において、景観に配慮した生活空間の形成が進められています。今後は、国や市町が実施する重要な公共事業における景観評価システムの横展開により、質の高い公共施設整備を図っていくことが必要です。

③県内のモデルケースづくり(現行計画における「まちなみミュージアム」)

一方、現行行動計画で良好な景観形成・保全・活用に向けた取組を重点的に行う地区として位置づけた「まちなみミュージアム」については、認定のメリットを明確に示すことができなかった点や認定要件(景観地区指定、協議会の設立等)の厳しさがハードルとなり、すべて候補地(24地区)にとどまっています。

良好な景観の保全・育成・活用を重点的に進め、県内の景観形成をけん引するモデルケースづくりは重要であることから、認定要件を見直すとともに地域住民や事業者等にもわかりやすいメリットを示すことができる新たな制度創設を検討する必要があります。

④官民一体の取組体制の確立、行動計画の意識づけ

多様な取組等により、行政職員や地域における良好な景観形成の必要性等についての理解は一定進んだことから、地域や事業者等による自主的な景観形成の活動や取組の促進とともに、それらを支援する体制や仕組みの構築が求められています。

官民一体で風景づくりに取組む体制として、現行計画策定時に「沖縄県風景づくり推進協議会」を立ち上げましたが、定期的・持続的な開催ができず、平成28年度を最後に休会状態となっています。官民一体の取組体制の確立は重要であることから、多様な団体が参画でき、構成員の自主性を尊重しつつ持続可能な体制の在り方を検討し、体制のリニューアルを図る必要があります。

現行行動計画の内容を周知しておらず、また、前述の通り協議会が休会状態となっていたことから、多くの県民・事業者・関連団体等は行動計画の存在や内容を認知していないものと考えられま

1 す。行動計画改定に当たっては、位置付けた内容を共有するとともに新たな体制で計画の進捗管理
 2 等を行うなど、関係者一体となって行動計画の取組を推進する意識づけが必要です。

3

4 5. 行動計画における各主体の役割

5 以下に景観形成基本計画に位置付けられた各主体の役割及びそれらを踏まえ「10年間の行動」
 6 として行動計画で位置づける役割を示します。行動計画では各主体がそれぞれの役割を認識したう
 7 えで、連携して沖縄の風景づくりに取組むことを目指します。

8

主体名	景観形成基本計画に位置付けられた役割	行動計画で位置づける役割
国	<p>国は、県と協力し県内における景観施策の展開を図ります。</p> <p>(地方公共団体や住民による取組への支援や制度づくりなどの環境整備、加えて先導的役割を果たす／「美しい国づくり政策大綱」における国の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、市町村と連携・協力し各種景観施策の推進・展開を図る。 ● 庁内関係部局との連携を図り、公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る。 ● 風景づくり協議会の一員として活動に積極的に参加する。
県	<p>「県は、広域的な行政主体として、景観形成の重要な担い手である県民の意識、関心を高め、全県的な景観形成のためのボトムアップを図りながら、県土全体の景観形成の方向性を提示し誘導するものとします。また、景観形成の中心的主体である市町村の景観施策を積極的に支援するとともに、国とも連携を図りながら、専門的な支援、助言を行うものとします。この場合、市町村によって体制や人材、財政面において様々な課題を抱えており、一様に対応するのではなく、市町村の実情に応じた支援を行うものとします。併せて、県民への景観施策の普及啓発や多様な主体との意見交換や情報提供の場を設置するなど本県全体の景観施策の総合的な展開を図るものとします。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行動計画の策定と実現の推進。 ● 風景づくり事業の実施(横断的課題への取組具体化)。 ● 風景づくり協議会を設立し、中心となって積極的に運営する。 ● 庁内関係部局との連携を図り、県の公共事業を通じた景観向上の具体的推進を図る。 ● 市町村の取組を支援し、各地域の特色ある風景づくりを促進する。
市町村	<p>「景観は地域住民が日常生活の営みを通してつくり上げていくものであり、このことから景観行政を担う中心的主体は、地域と密接な関わりを持つ市町村にあるといえます。市町村は、このことを十分認識し、地域の景観特性や現状、課題などについて地域住民等と共通の認識を醸成しながら、地域の特色に応じたきめ細やかな景観形成推進のために、積極的に景観行政団体となり、協働による景観まちづくりを主体的に実践、推進していくものとします。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政を担う中心的主体として、各地域での施策を展開する。 ● 住民参加の推進、意見の吸い上げ・情報提供、啓発活動を各地域で展開する。 ● モデル的地区のまちづくり主体として、風景づくりを実践する。 ● 国・県・事業者等との広域的な連携を図る。 ● 風景づくり協議会の一員として活動に積極的に参加する。

9

10

1

主体名	景観形成基本計画に位置付けられた役割	行動計画で位置づける役割
事業者・関係団体	<p>「開発業者、設計者、施工業者、コンサルタント等を含むすべての事業者（関係団体）は、自らの行為が地域の景観に影響を大きく与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに努め、加えて率先して自ら景観づくりに参加、協力し、良好な景観形成に寄与するものとします。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各々の事業を通じた景観向上に取り組む。 ● その効果的な実現に向け、行政や関連団体と連携を図る。また景観形成の目標を共有する。 ● 特に景観形成に関連の深い事業者等は風景づくり協議会の構成員として、取組に協力する。 <p>※地域の一員として良好な風景づくりにつとめることは住民と同様。</p>
景観整備機構	<p>景観行政団体より指定を受けた景観整備機構は、行政、住民による景観形成を支援するパートナーとして、積極的に相談、専門家派遣、情報提供などを行います。</p> <p>また景観重要建造物や景観重要樹木の管理ほか、良好な景観づくりに係る調査等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 風景づくり協議会に積極的に参加し、効果的な活動を展開する。 ● 各景観行政団体の風景づくりに関して協力・支援する。 ● 専門性を生かす。
風景づくり協議会	<p>※官民協働に向けた取組の必要性について抜粋する。</p> <p>「“美ら島沖縄”風景づくりを進めていくためには、住民・事業者等、市町村、県のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組んでいくことが必要です。」</p>	<p>「“美ら島沖縄”風景づくり協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観形成の向上に係る本計画推進 ● 風景づくりに係る情報収集・意見交換 ● 風景づくりに係る人材育成 ● 風景づくりに係る県民の意識啓発等 <p>全県に係る風景づくりの推進組織として取組む。</p>
地域住民・NPO	<p>「風格ある“美ら島沖縄”をつくっていくため、住民自らが主役と認識し、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活の中で、住民・NPOが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に積極的に参加・協力していくものとします。」</p>	<p>※本計画では、住民及びNPOが左記のような役割を果たし、良好な景観形成を実現するために、行政や事業者がどのように、地域住民やNPOへ連携や働きかけを行うか、また、風景づくり協議会は、そこにどう関わるかを示す。</p>

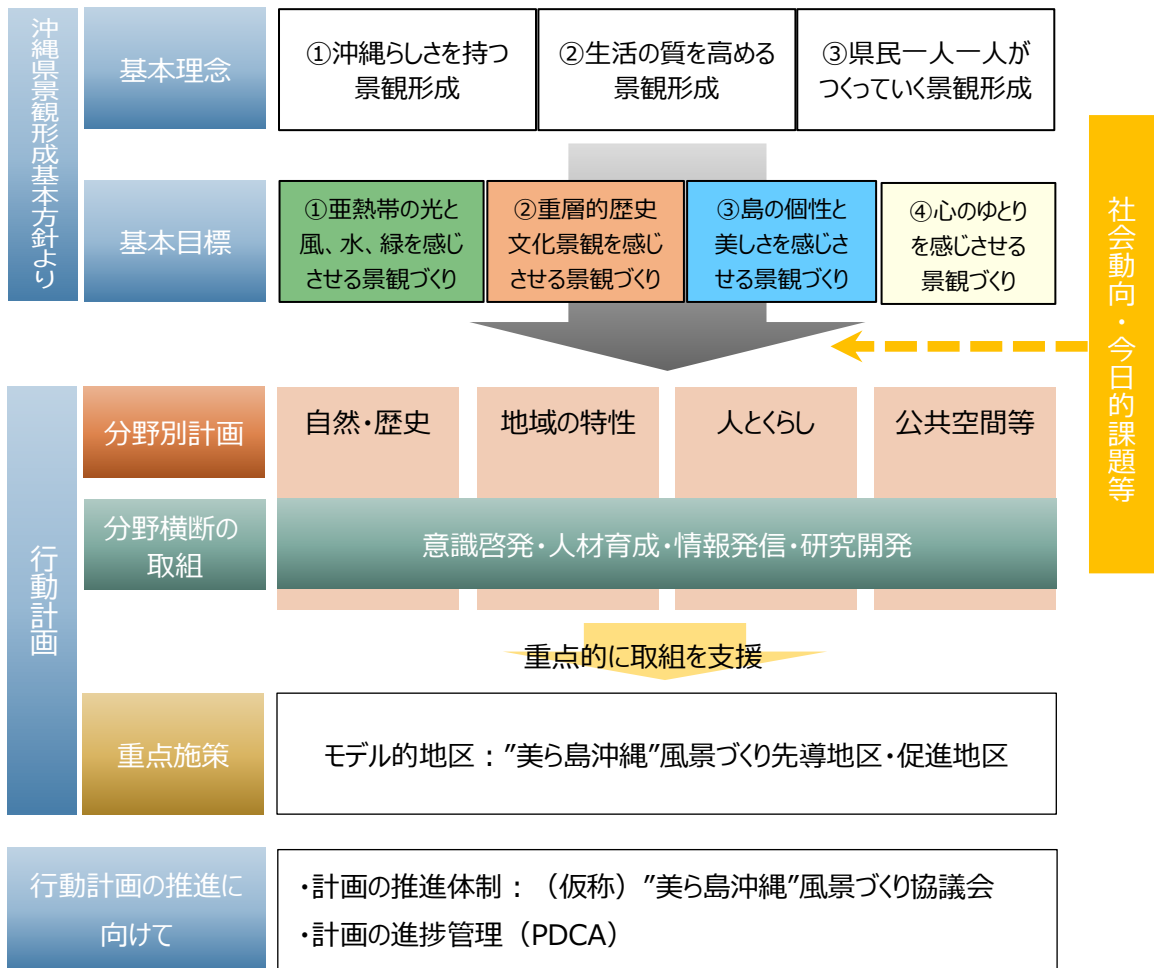
2

3

6. 行動計画の体系

行動計画の改定にあたっては、沖縄県景観形成基本方針の基本理念と基本目標を引き継ぎ、10年間にわたる社会動向や今日的課題等を踏まえ、現行計画の点検・評価に基づき、以下の通り行動計画の体系を整理します。

具体的には、景観形成基本計画の類型に対応した「分野別計画」とそれらを横断的につなぐ「分野横断の取組」、そして重点的に取組を支援する「モデル的地区」の3つから構成されます。また、行動計画の着実かつ効率的な推進に向けて、現行の沖縄県風景づくり推進協議会から拡充する形で新たに「(仮称)“美ら島沖縄”風景づくり協議会(以下、「風景づくり協議会」)」を設立し、官民一体の体制構築を図るとともに、風景づくり協議会で沖縄県内の風景づくりに関する情報共有や行動計画の進捗管理(PDCA)等を行います。



第2章 行動計画

- 1
- 2 本章では、景観形成基本計画の実現に向けた今後10年間の取組について、現行行動計画の内容
- 3 を基に、社会経済情勢の変化や地域課題等を踏まえ、景観特性の分類に応じた目標指標及び行動項
- 4 目ごとの具体的な内容を示します。

(記載例)




景観特性の分類
(景観形成基本計画における【類型】)

風景づくりの目標
(景観形成基本計画における目標)

A 自然・歴史 (骨格となる自然・歴史の風景づくり)

A-1 森林・緑の稜線

目標	美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る (地域の骨格やシンボルとなる山並みの保全を図る)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 美しい山並みや稜線の保全・回復 人々にうらおいとやすらぎを与える山並みや緑の稜線をいかした風景の保全・回復を図ります。 ■ まちやむらのクサティ森や斜面緑地の風景の保全・回復 ミーニン(北風)を遮るクサティ森となり、また、地すべり地域、急傾斜地崩壊危険地域、高潮・津波の防護となる、まちやむらを囲む斜面緑地の風景の保全・回復を図ります。 ■ 地域の経済活動と調和した森林や緑地の保全・回復 自然と親しむことのできるエコツーリズムなど、地域間交流を広げ地域の経済活動と調和した森林や緑地の保全回復を図ります。

◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 森林整備面積	525ha (R2年度)	543ha	543ha	543ha

◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 森林など、まとまりのある緑の保全・再生	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林計画に基づいた森林の管理・育成を通じ、健全な緑を維持します。【森林管理課】 ● 沖縄県自然環境再生指針に基づき、自然環境再生に取り組む市町村等の活動を支援します。【環境部】 ● 市町村森林整備計画等を作成・更新し、森林組合等と協力し適切な森林保全を進めます。
	市町村	

風景づくりの方針
(景観形成基本計画における方針)

10年間で目標とする指標
(新・沖縄21世紀ビジョン実施計画等と連携・整合)

行動項目を実施する主体名

具体的な取組内容
(【 】内に所管部局を整理)

1 **I. 分野別行動計画**

2 **A 自然・歴史（骨格となる自然・歴史の風景づくり）**

3 **A I 森林・緑の稜線**

目標	美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る (地域の骨格やシンボルとなる山並みの保全を図る)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 美しい山並みや稜線の保全・回復 人々にうるおいとやすらぎを与える山並みや緑の稜線をいかした風景の保全・回復を図ります。 ■ まちやむらのクサティ森や斜面緑地の風景の保全・回復 ミーニシ(北風)を遮るクサティ森となり、また、地すべり地域、急傾斜地崩壊危険地域、高潮・津波の防護となる、まちやむらを囲む斜面緑地の風景の保全・回復を図ります。 ■ 地域の経済活動と調和した森林や緑地の保全・回復 自然と親しむことのできるエコツーリズムなど、地域間交流を広げ地域の経済活動と調和した森林や緑地の保全回復を図ります。



4

5 ◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 森林整備面積	525ha (R2年度)	543ha	543ha	543ha

6

7 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 森林など、まとまりのある緑の保全・再生	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林計画に基づいた森林の管理・育成を通じ、健全な緑を維持します。【森林管理課】 ● 沖縄県自然環境再生指針に基づき、自然環境再生に取り組む市町村等の活動を支援します。【環境部】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村森林整備計画等を作成・更新し、森林組合等と協力し適切な森林保全を進めます。
	木材関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、市町村が行う植樹への協力、山の保全・適正な管理に努めます。
② 身近な緑の保全推進	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画や緑の基本計画等の策定・更新などにより、クサティ森や斜面緑地など、住民に身近な緑の保全を図ります。

第 2 章 行動計画

項目	実施主体	内容
③ 自然環境保全と観光の両立	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界自然遺産登録地においては、鹿児島県の奄美大島、徳之島と連携し、自然環境の保全体制の構築及び適正な観光管理に取り組みます。【環境部】 ● 世界自然遺産や国立公園の自然を活用したエコツーリズムを推進します。【自然保護課】 ● 持続可能な観光を目指して、第 6 次沖縄県観光振興基本計画に基づき、レスポンスブルツーリズムやサステナブルツーリズムを推進します。【観光振興課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界自然遺産登録地の自然環境の保全管理をはじめ、登録地の自治体間で協力し、自然環境保全に対する意識啓発や情報発信に取り組みます。【国頭村、東村、大宜味村、竹富町】 ● 地域住民や事業者と連携・協力し、自然を活かした持続可能な観光に向けた環境整備や体制整備を行います。
	観光関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や受入れする地域に配慮したツアー開発等の取組を推進するとともに、業界内の意識啓発等に取り組みます。

1

1 A2 自然海岸

目標	亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全と回復等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復 浸食海浜の再生や赤土流出防止・下水処理等水質汚染対策・海岸保全施設の改善等に努めるなど、本県の観光・リゾートの魅力の基盤である美しい海岸線をいかした風景の保全・回復を図ります。 ■ 地域の経済活動と調和した美しい自然海岸の保全・回復 亜熱帯の海をいかした海浜レクリエーションや各種海洋療法等の健康づくりなど、地域間交流を広げ地域の経済活動と調和した自然海岸の保全・回復を図ります。



2

3 ◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 海域での赤土堆積ランク5以下の海域割合	32.1% (R元年度)	63.0%	79.0%	100%

4

5 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 自然環境や景観・親水性に配慮した海岸保全施設の整備	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 砂浜や海浜の緑地等を創出するなど、海岸の水辺環境の再生、自然環境に配慮した海岸整備を行います。【海岸防災課】 ● 景観、親水性に配慮した海岸整備を行い、利用者の利便性・快適性の向上に努めます。【海岸防災課】 ● 多様な機能を有する自然環境を確保するため、サンゴ礁や藻場、干潟等の保全と再生に取り組みます。【環境部】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、地域住民、各種団体と連携し、海岸の清掃・美化・緑化等を推進します。 ● 地域住民への海岸保全に係る意識啓発等を行います。 ● サンゴ礁保全に係る啓発活動や協議会への参加等を行います。
② 赤土等流出防止対策	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤土等流出防止交流会・講習会の開催等により、関係機関との連携のもと各種発生源対策に係る普及啓発の強化及び農地における赤土等流出防止対策に取り組みます。【環境保全課、営農支援課】 ● 赤土等流出の実態に応じた営農支援の強化、グリーンベルトの設置など各種発生源対策の強化に取り組みます。【営農支援課、農地農村整備課、村づくり計画課】 ● 農地以外においても、普及啓発及び監視指導を強化するとともに、沈砂池等の既存施設の維持管理や堆積赤土等の除去、流出防止に関する調査研究等に取り組みます。【環境保全課】

第2章 行動計画

項目	実施主体	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ● 対策状況の把握、赤土等堆積状況等のモニタリングにより「沖縄県赤土等流出防止条例」の成果検証及び必要に応じて見直しに取り組めます。【環境保全課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と一体となって農地からの耕土等流出を防ぎ、公共海域の保全に努めます。
③ 海岸漂着物対策	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内各地における海洋ごみの調査、回収等に取り組むとともに、発生防止のための取組を推進します。【環境整備課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 海岸漂着物の処理に関して、海岸管理者や海岸の土地の占有者、管理者へ協力し、地域の海岸景観と環境の保全に努めます。 ● 地域住民、地域事業者と連携し、海岸の清掃・美化に努めます。

1

1 A3 眺望景観

目標	自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望景観の保全等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望景観の保全 自然豊かな美しい山並み、緑の稜線、島をとりまく美しい海、広がるまちなみ、特色あるランドマーク等への眺望の保全を図ります。 ■ 美しい眺望を阻害する要因の改善 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるように、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。 ■ 良好な眺望景観の保全・創出のための視点場の創出 良好な眺望景観を保全していくため、視点場を選定し、眺望景観の保全や創出につながるよう、視点場の創出を図ります。



2

3 ◆目標指標

項目		基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	眺望景観保全措置を定めた景観計画数	17件 (R4年度)	24件	31件	41件

4 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 眺望点及び眺望景観の保全	沖縄県	● 市町村景観計画等策定や都市計画等によるルール・基準づくりに際し、事例紹介や情報提供など、眺望景観を保全するための助言・協力等を行います。【都市計画・モノルール課】
	市町村	● 景観計画の策定・更新等により、地域の大切な眺望景観の保全を図ります。 ● 必要に応じて、都市計画制度の活用(景観地区、地区計画、高度地区の指定等)を検討します。
② 眺望阻害要因(鉄塔ほか)の整理・改善	沖縄県	● 市町村と連携し、広域的視点から鉄塔関連事業者と景観配慮に対する調整を行います。【都市計画・モノルール課】
	市町村	● 眺望景観を阻害する鉄塔等所有者・管理者との連携・調整を図ります。
	鉄塔関連事業者	● 市町村、地域住民へ協力し、連絡会等への参加、阻害要因となっている鉄塔の整理に努めます。
③ 優れた眺望景観の活用	沖縄県	● ポータルサイトや SNS 等を活用し、優れた眺望景観を PR します。【都市計画・モノルール課】
	市町村	● 県や観光関連業界等と協力し、SNS 等を活用して地域の眺望景観を PR します。
	観光関連業界	● 眺望景観を活用したツアー商品開発等、観光資源として眺望景観を PR します。

5

1 A4 世界遺産周辺・眺望

目標	世界遺産からの眺望や周辺地域の風景の保全・回復を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産グスク群等からの眺望をいかした風景の保全・回復 世界遺産の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」からの歴史的な意味合いや精神文化に関わる大切な眺望をいかした風景の保全・回復を図ります。 ■ 世界遺産と調和した周辺まちなみの風景の保全・回復 世界遺産の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保全と世界遺産がもつ雰囲気と調和した統一感のある世界遺産周辺の建造物やまちなみの保全・回復を図ります。



2

3 ◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 世界遺産周辺における景観地区・準景観地区・重点地区数	8地区 (R4年度)	9地区	10地区	11地区

4 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 世界遺産及び周辺地域の環境整備	国	● 首里城正殿等の早期復元に取り組むとともに、復元過程を積極的に情報発信・公開に取り組みます。
	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 琉球王国のグスク及び関連遺産群の持つ恒久的な文化遺産としての価値を次世代に残し、活用できるよう、遺産の保全や周辺の整備による歴史と調和した景観の創出を図ります。【教育庁文化財課、首里城復興課】 ● 世界遺産周辺における景観のルールづくりや法的規制等(景観地区、地区計画等)の導入を支援します。【都市計画・モノルール課】 ● 沖縄の歴史的景観に調和する空間として、首里城公園、中城公園などの都市公園の整備を進めます。【都市公園課、首里城復興課】 ● 世界遺産及びその周辺の良好な景観等に関する情報発信を行います。【都市計画・モノルール課、首里城復興課、教育庁文化財課】 ● 「首里杜地区整備基本計画」に基づき、首里杜地区の環境整備等を図り、「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの実現に向けた取組を推進します。【首里城復興課】 ● 首里城に関連する文化財等を適切に保護し、景観に配慮した復元整備等を進めます。【教育庁文化財課】

項目	実施主体	内容
	国・沖縄県・那覇市	● 首里杜地区まちづくり推進協議会と連携のもと、自然・歴史・文化を感じるまちづくりを推進します。【首里城復興課】
	市町村	● 世界遺産周辺における景観のルールづくりや法的規制等(景観地区、地区計画等)の導入により、世界遺産と一体となった歴史文化の薫るまちなみ景観やグスク等からの眺望景観の保全を図ります。【世界遺産所在市町村】
② 歴史的景観を活用したまちづくりの推進	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界遺産周辺市町村と連携し、歴史まちづくり法の活用を支援します。【都市計画・モノルール課】 ● 古民家や御嶽・拝所・石垣・赤瓦などの景観資源を保全するため、各種技術者の育成(講習会等)や資材の確保等を図ります。【都市計画・モノルール課、住宅課、首里城復興課】 ● 世界遺産及びその周辺の良い景観等に関する情報発信を行います。(再掲)【都市計画・モノルール課、首里城復興課、教育庁文化財課】 ● 復元過程を積極的に情報発信・公開し、県民をはじめ多くの方が復興に対する継続的な関心を抱くよう、「見せる復興」に取り組めます。【首里城復興課】
	市町村	● 歴史まちづくり法の活用、世界遺産に関する情報発信やイベントの実施等、地域の歴史・文化等の特性を活かしたまちづくりに取り組めます。【世界遺産所在市町村】
	観光関連業界	● 世界遺産を活用した観光商品の開発を図るとともに、周辺住民等への配慮や観光マナーの啓発等、持続可能な観光地マネジメントへの理解と参画を図ります。

1 B 地域の特徴（地域らしさを活かした統一感のある風景づくり）

2 B I 伝統集落・まちなみ

目標	伝統集落・歴史的まちなみの風景の形成・育成等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統集落の風景の保全・回復 御嶽、拝所、村ガー、歴史の道筋、屋敷林、石垣など、厳しい自然の中で風土と共生してきた先人たちの知恵の結晶である伝統集落の風景の保全・回復を図ります。 ■ 歴史的まちなみと調和した風景の保全・育成 市街地内に継承されている歴史的まちなみと調和した風景の保全・育成を図ります。 ■ 地域に残る古民家を再生し、活用したまちなみの形成・創出 地域に残る古民家等については、沖縄らしさを演出する重要な素材でもあり、このような建造物を再生し、活用した風景の形成・創出を図ります。



3

4

5 ◆目標指標

項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1 景観計画の策定・改定数	41回 (R2年度)	55回	67回	82回

6 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定・改定、内容の充実	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。【都市計画・モルルール課】 ● 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の策定・および適切な運用に加え、重点地区の強化、景観重要樹木等の指定、ガイドライン作成、景観地区指定、屋外広告物条例など、景観誘導にかかる内容の充実を図ります。 ● 伝統的集落、歴史的まちなみを有する市町村は、景観計画策定および景観地区指定等誘導強化に取り組みます。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。 ● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木候補の調査、指定後の適切な管理の助言等の他ワークショップ等運営支援を行います。

項目	実施主体	内容
② 伝統集落や歴史的まちなみの保存活用による地域の活性化	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係課、市町村、観光業等と連携し伝統的集落、歴史的まちなみ景観の保全及び地域の観光資源としての活用に向けた効果的施策を展開します。【都市計画・モノルール課、首里城復興課】 ● 伝統的木造住宅の保全や技術の継承を図ります。【住宅課】 ● 自然環境や景観の保全に配慮した居住環境の形成を図ります。【住宅課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家や御嶽・拝所・石垣・赤瓦など地域の景観資源の保全等に努め、地域の歴史・文化等の特性を生かしたまちづくりに取り組みます。 ● 地域団体や住民と連携しつつ、伝統集落や歴史的まちなみ等地域の特徴を活かした施策等展開、情報発信を行います。 ● 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の指定など、まちの顔となる景観資源の保全に努めます。
	観光関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 特徴ある地域資源(伝統集落、歴史的まちなみ等)として情報発信を行います。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域貢献活動を通して歴史的遺産の保存、再生、活用、景観の保全の推進を行います。
	建築士会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に眠る歴史文化遺産の発見・保全・活用により地域づくりに活かすヘリテージマネージャー(地域歴史文化遺産保全推進員)を育成します。
	③ 古民家再生の取組	沖縄県
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関と協力・連携し、地域内の古民家の実態調査・把握に努めるとともに、古民家の保存・再生・活用や流通支援を行います。
古民家再生協会		<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家活用・保存に向けた連携体制の構築や古民家鑑定士等の育成などに取り組みます。
景観資材製造業界(木材協会、赤瓦事業組合)		<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統建設資材の流通・拡大を図るとともに、製造等の技術継承に努めます。
不動産業界		<ul style="list-style-type: none"> ● 古民家の取扱いや所有者への情報提供、リノベーション等により、古民家流通促進へ協力します。

1 B 2 市街地

目標	緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る (地域の個性を活かした市街地景観の形成を図る)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域らしさをいかした統一感のある市街地風景の形成・創出 亜熱帯の光と風、水、緑に配慮し、住民が愛着を感じ、訪れる人々がくつろぎを感じる地域らしさをいかした統一感のある市街地風景の形成・創出を図ります。 ■ 多様な緑の創出による潤いのある市街地風景の形成・創出 市街地内外の緑地を保全・育成するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かで潤いのある市街地風景の形成・創出を図ります。 ■ 歩いて心地よい個性のある市街地空間の形成・創出 地区計画の導入や電線類地中化、タウンカラーの制定、緑陰樹の確保、ストリート・ファニチュアの設置、屋外広告物の規制等によりデザイン性の優れた歩いて楽しい個性のある市街地景観の形成・創出を図ります。



2
3

4 ◆目標指標

項目		基準値	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 13 年度
1	緑化活動団体数	646 団体 (R2 年度)	670 団体	680 団体	700 団体
2	景観計画の策定・改定数 【再掲】	41 回 (R2 年度)	55 回	67 回	82 回

5
6

1 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定・改定、内容の充実(再掲)	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。【都市計画・モルルール課】 ● 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の策定・および適切な運用に加え、重点地区の強化、景観重要樹木等の指定、ガイドライン作成、景観地区指定、屋外広告物条例など、景観誘導にかかる内容の充実を図ります。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。 ● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木候補の調査、指定後の適切な管理の助言等の他ワークショップ等運営支援を行います。
② 計画的なまちづくりや緑化の推進等	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 「緑の美ら島づくり行動計画」に基づき、緑地面積の増加や質の向上を推進します。【環境再生課】 ● 県民や地域団体、企業等が取組む緑化活動を支援します。【環境再生課】 ● 花と緑にあふれた環境づくりとして、都市公園の整備を推進します。【都市公園課】 ● 誰もが安全で快適に移動できる空間を創出するため、～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画に基づいた適切な道路植栽及び管理等に取り組めます。【道路管理課】 ● 県民生活の向上や魅力あるまちづくりのため、地域特性に応じた安全快適な通行・歩行空間の創出に取り組めます。【道路管理課】 ● 市町村における空き家対策の促進を支援します。【住宅課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 「緑の基本計画」ほか緑化施策・計画を策定、実施します ● 県や地域と連携・協力し、地域の美化・緑化のためのイベント開催等、普及啓発を行います。 ● 都市公園の整備、都市やグラウンド等の日陰づくりなど、気候変動への対策を見据えたまちづくりを推進します。 ● 景観をはじめ、公衆衛生、防災などの観点から空き家対策計画の策定等、空き家対策の充実に努めます。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門技術を通して緑化推進に向けた協力・助言等を行います。
	不動産業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の流通促進に向けた協力を努めます。
③ 墓地の緑化等による修景の促進	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民や事業者へ墓地整備等における支援、情報提供ほか景観上重要な場所等、立地について適切な規制・誘導を図ります。

2

1 B3 農村風景

目標	農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等を図る
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地・緑地の文化的風土景観が持続できる農村風景の保全・育成 そこに暮らす人々の営みがつくりだす農地・緑地の文化的風土景観が持続できる農村風景・田園風景の育成・回復を図ります。 ■ 農地・緑地が持つ多面的な機能をいかした農村風景の保全・育成 農地・緑地が有する地域の個性や水源涵養、防災、環境形成等の多面的な機能をいかした風景の育成・回復を図ります。



2

3 ◆目標指標

項目		基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	多面的機能の保全が図られる面積（多面的機能支払交付金事業）	21,772ha (R4年度)	21,824ha (新規52ha)	21,902ha	22,000ha
2	景観計画の策定・改定数【再掲】	41回 (R2年度)	55回	67回	82回

4

5 ◆行動項目

項目	実施主体	内容
① 景観計画等の策定・改定、内容の充実(再掲)	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定・改定に係る市町村の取組を支援し、助言・アドバイス等情報提供を行います。【都市計画・モルルール課】 ● 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進します。【都市計画・モルルール課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の策定・および適切な運用に加え、重点地区の強化、景観重要樹木等の指定、ガイドライン作成、景観地区指定、屋外広告物条例など、景観誘導にかかる内容の充実を図ります。
	景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画策定や内容充実のプロセスにおいて専門的な立場から助言や取組支援を行います。 ● 市町村の要請に応じ、地域における景観重要樹木候補の調査、指定後の適切な管理の助言等の他ワークショップ等運営支援を行います。
② 農村振興を通じた農村風景の整備	沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村が有する豊かな自然環境や沖縄らしい風景づくり、歴史・文化等の地域資源の保全・活用を図り、農山漁村の多面的機能の維持・発揮に取り組めます。【村づくり計画課・農地農村整備課】 ● 農山漁村の多面的機能の発揮に取組む組織の認定と広報を

		<p>行います。【村づくり計画課・農地農村整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村地域における景観に配慮した地域づくりの活性化と人材育成を図ります。【村づくり計画課・農地農村整備課】 ● 農山漁村と都市との交流を促進するためのグリーン・ツーリズム実践者の支援・育成等に取り組みます。【村づくり計画課】
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村地域における景観に配慮した地域づくりの活性化と人材育成を図ります。 ● 農村においては、景観農業振興地域整備計画等を策定し、農業施設等の景観誘導や沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土防止対策を推進します。
	観光関連業界	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域団体や行政と連携し、グリーン・ツーリズム等の振興に協力します。農村観光や農村の魅力のPR 実施、イベント協力を行います。

1

2

1 C 人と暮らし（季節や生活を感じさせる風景づくり）

2 C1 生活景

目標	季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくりを図る （集落の暮らしや風景、歴史文化が来訪者を魅了し、 地域にも恩恵をもたらす景観づくりを図る）
方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活の風景や五感により感じる誰にも優しい風景づくり 長い歴史やくらしのなかで生まれ息づいている生活の風景や音、感触、匂いなどによってもたらされる、子供から高齢者や障害者を問わず誰にも優しい風景づくりを図ります。 ■ 地域の資源を保全・回復し、伝統的なくらしの風景づくり 地域に残る御嶽、拝所、村ガ－、石垣、集落全体の居住環境を向上させる集落防護林などの地域の資源を保全・回復し、伝統的なくらしの風景づくりを図ります。 ■ 樹木や緑の保全・育成を図り、潤いと安らぎのある風景づくり 季節のうつろいを感じさせる樹木や緑の保全・育成を図り、くらしに潤いと安らぎのある風景づくりを図ります。

3



4



5

6 ◆目標指標

	項目	基準値	令和6年度	令和9年度	令和13年度
1	景観計画の策定・改定数【再掲】	41回 (R2年度)	55回	67回	82回

7

8